

議第25号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「8,962人」を「8,863人」に改め、同項第4号中「25人」を「27人」に改め、同項第5号中「2,461人」を「2,396人」に、「950人」を「948人」に改め、同項第8号中「1,940人」を「1,929人」に改め、同項第9号イ中「1,551人」を「1,514人」に改め、同項中「16,535人」を「16,325人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、水道事業に係る職員数の減員等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。